育児休業手当金の給付延長について知ろう

短期給付係
（082）513-4957

育児休業手当金は，育児休業を取得し給料をもらっていない期間，収入を補う目的で支給される給付のことで，原則として育児休業に係る子が１歳に達する日（１歳の誕生日の前日）まで支給されます。しかし，法務省令で定める要件に該当する場合，１歳６か月に達する日まで（最長２歳まで）延長して受給することができます。

育児休業手当金の支給が延長できるのはどんなとき？

育児休業に係る子が１歳（再延長の場合は１歳６か月）の時点で，**職務に復帰する予定であったのに，**次の理由に該当するために**職務復帰ができなかった場合**に，育児休業手当金の延長の申請ができます。

１歳の時点で復帰予定がない場合，その後の支給の延長はできません。

- 育児休業に係る子について，保育所への入所（＝復職）を希望しているのに入所できない場合
- 配偶者が育児休業を取得し，自分は復職する予定であったが，配偶者の死亡・婚姻の解消・別居等により復職できなくなったとき

保育所への入所を希望しているのに入所できない場合について

延長要件の中で，最も多いお問合せですが，次の点に注意してください。

育児休業に係る子が**１歳に達する日の翌日（1 歳の誕生日）**までを保育所等の入所日として，**１歳に達する日（1 歳の誕生日の前日）までに**申込みを行ったが保育が実施されない場合が延長対象です。

育児休業開始　　１歳の誕生日　　１歳６か月　　２歳の誕生日

保育所に入所できない期間　　保育所に入所できない期間

入所希望は**１歳の誕生日の前日まで**に申し込む必要があり，保留通知の日付と**入所希望日の日付は誕生日よりも前**である必要があります。

１歳６か月から２歳までの支給再延長を希望する場合は，入所希望は**１歳６か月になる前日まで**に申し込む必要があり，保留通知の日付と**入所希望日の日付は１歳６か月になる日よりも前**である必要があります。
※１歳時点での支給延長が認められた場合のみ再延長が可能です。

１歳の誕生日以降に入所を申し込むと，支給延長対象にならないため，注意！

支給延長の決定後も，**入所希望の取下げは行わない**でください！
復職の意思がないと認められた場合，支給対象外となります。

●支給要件に該当しない事例

- **入所希望日を，１歳の誕生日を過ぎた日付**にしているとき。
- 保育所の**入所が決定**したとき。（復職可能となるため，支給対象外）
- **保育所の入所を辞退**したり，**入所希望の取下げ**をしたりしたとき。（復職の意思がないと判断）
- 保育所への入所申込において**落選希望**であることが明らかなとき。

復職したいけどできないことが要件なんだね！